

令和9年度使用教科用図書の採択基準について(答申)

I 採択に関する基本方針

- 1 教育基本法に定められた教育の目的(同法第1条)及び教育の目標(同法第2条)や学校教育法に示された普通教育の目標(同法第21条)を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」を育むという理念に沿った教科用図書を採択すること。
- 2 長崎県教育基本方針を踏まえるとともに、各採択地区及び学校の教育の特色や実態、自然的・文化的諸条件を考慮して、児童生徒に適した教科用図書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科用図書の十分かつ綿密な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科用図書の選定の過程においては、教職員や保護者等の意見が反映されるように工夫するなど、開かれた採択の推進に配慮すること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

II 採択の方法

1 小・中学校用教科書

令和8年度は、令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下、無償措置法という。)第14条」

2 特別支援学校の小・中学部用教科書

令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。

ただし、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科用図書を採択することができる。

3 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書

特別支援学校の小・中学部及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書（以下「一般図書」という。）を採択することができる。

一般図書(特別支援学校・学級用)

- (1) 毎年度異なる図書を採択できること。
- (2) 採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。
- (3) 県立特別支援学校で文部科学省の検定済教科書を採択する場合は、交流及び共同学習の実施を留意し、原則として学校が所在する市町の採択に準じたものを採択すること。（知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校は除く）
- (4) 一般図書(特別支援学校・学級用)の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。

その上で、これら以外の一般図書を採択する場合には、以下の①から⑥までの事項について留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等についても把握しておくこと。（特に、教科書として年間通じての需要に耐えうる十分な在庫量と供給機能を有しているか、発行者が国との契約意向があるかについて、該当発行者に十分に確認しておくこと。）

- ① 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とすることを踏まえ、採択を行うこと。

- ② 児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- ③ 可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容の図書が適切であること。（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書や、そもそも図書性を有さないパズルやカード類の知的玩具等は適切ではない。）
- ④ 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、高額なものに偏らないようにすること。
- ⑥ 予算上、後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、一般図書（点字）や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われること。なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

4 その他

障害その他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって読みやすいものであるかどうか、ユニバーサルデザインの視点からフォントやカラー等についても比較検討すること。

Ⅲ 留意事項

- Ⅰ 教科書採択は、保護者や地域住民への説明責任を果たすことが求められるので、公平性・透明性に疑念を生じさせることのないよう、公正確保の徹底に万全を期すること。

- 2 教科書発行者からの依頼に応じて、教科書の著作・編集を行ったり、意見を述べたりするなどの協力をする者がいる場合は、その事前・事後に所属長または設置者へ報告させ、確実に把握すること。